

表 11 ダイオキシン類の環境基準

| 媒 体 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|--|----------------|--|
| 水 質 (水底の底質 を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 | 日本産業規格 K0312 に定める方法 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| <p>備 考</p> <p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> | | |